# 論 説

# 企業の環境対策と国際競争力

**Environmental Policy and Industrial Competitiveness** 

植 田 和 弘\*
Kazuhiro Ueta



# 1. 環境政策と企業経営

地球温暖化防止にしろ、廃棄物の減量・リサイクル にしろ、企業が環境対策をすすめることなしに、今日 要請されている環境保全目標を達成することは不可能 であろう. 企業が環境保全に果たすべき役割はきわめ て大きいのである. 企業はprivate enterpriseと言わ れるが、そこでのprivateは公に対する私、公共に対 する民間という意味である. 注意を要することは私や 民間であろうと環境という社会にとっての共通の基盤 を利用して活動しているからには、それを保全するた めの社会的責任を有するということである. 今日のよ うに企業活動の比重が質的にも量的にも高まってくれ ばなおさらである、ところが、環境対策は企業にとっ ては利益を生まない投資と見なされてきたので、環境 規制があってはじめて環境対策は実行すべきものであ ると永らく考えられてきた. つまり、環境対策は費用 にしかならず生産性を下げることになると考えられて きたのである.

そうした考え方に立つとしても、環境対策に要する 費用がきわめて小さい時代には企業にとってもさほど 大きな問題にはならない。しかし、環境破壊がもたら すコストの重大さが認識されるにつれて、環境問題に 対する公共政策上の位置づけが大きくなってくる。環 境政策の本格的な始まりとその強化・拡充がすすむの である。わが国における環境政策はいわゆる公害問題 への対処として1960年代後半に基本的な骨格が固まっ たといえるだろう。現在行政改革がさかんに議論され 省庁再編が行われようとしているが、世界の先進国で 環境という名がついた省庁を1960年には持っている国 はなかったが、今日では、持っていない国がないので ある。もちろん、環境という名のつく省庁を設立され

\*京都大学大学院経済学研究科教授 〒606-8501 京都市左京区吉田本町 れば、それで直ちに環境保全がすすむというほど単純 ではないが、それでも公共政策の中に環境の価値は明 確に位置づけられるようになったのは確かである.

1980年代後半から、地球環境問題が国際政治の舞台で議論されるようになるのと並行して、環境政策の本格的強化の時代が世界各国に共通して到来した。昨年末に開催された地球温暖化防止京都会議もその典型的な1つである

環境問題の構図も複雑化し、政策手段も多様化した. そしてなによりも広範な人々が環境問題に関心を持つ ようになり、環境問題が政治的課題となり、法と行政 機構が整備され、環境政策がすすむにつれて、環境が 企業経営にとって欠くことのできない計算要素になり 出したのである.

環境政策の進展が企業の行動や経営に及ぼす影響には、少なくとも次の3つのチャネルがある.

第1に、環境規制の強化に伴って環境対策費用が上昇し、環境リスクへの対処の誤りが経営リスクに転化する可能性が出てきたことである.

第2に、環境規制の強化は環境保全のための新しい 需要を生み出す場合が少なくなく、その意味で新規の ビジネスチャンスにもなりうる.

第3に、環境問題に関連した消費者の行動様式の変化によってもビジネスは大きな影響を受けるようになる。環境問題に対する消費者の関心が高くなると消費者の意思決定の判断材料に占める環境の要素が大きくなり、環境問題への対処の仕方や倫理性が企業イメージを決定づけ、商品の市場性も左右されることに留意しなければならなくなるのである。

以上のような諸点は、企業の環境対策のあり方が国際競争力にも大きく影響するようになったことを意味している。このことは、一面ではすでに述べたように環境問題の公共政策上及び企業経営上の比重が大きくなったことによってもたらされているが、もう一面では世界経済のグローバリゼーションがすすみ、世界大

での企業間競争が激しくなったことによってももたらされたのである.

### 2. 環境リスクと経営リスク

環境規制が厳しくなると、環境問題への対処を誤った企業は、当初予想していなかった巨額な費用を支払 わなければならなくなる。

例えば、日本企業の海外進出の際にも、日本国内の「常識」だけで環境リスクに対処していると、思わぬ経営リスクに直面することになりかねない。アメリカ合衆国の環境法は、近年その強化が著しいが、その中でも有害廃棄物管理のための規制は、1980年代に急速に厳しくなったい。

そのきっかけとなった事件が、いわゆるラヴ・キャナル事件である。ケミカル・フッカーという化学会社がナイアガラ電力開発会社からラヴ運河を購入し、1947年から1952年にかけて六塩化ベンゼンを中心に2万トンを超える有害化学廃棄物を運河に投棄した。その後運河は埋め立てられ、数十年後そこから流れ出した有害物質による汚染で、その埋め立て跡地及び近隣に建てられた住宅の住民に種々の健康被害が発生し、大量疎開に至った事件である。世界の最先進国アメリカで、戦争ではなく環境汚染で疎開しなければならなくなるという驚くべき事態が発生したのである。

その後、全米規模で行われた調査では、環境汚染や人体被害を及ぼす恐れのある有害廃棄物処分地は、全米で約2万カ所あるとされ、その浄化に要する費用は、技術評価局の見積もりでは、100億~1000億ドルにも上るという莫大なものであった。

ラヴ・キャナル事件を契機として、有害廃棄物による汚染地の浄化を行うために、時のカーター政権は、包括的環境対処・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980; CERCLA, 通称スーパーファンド法)を提案し、1980年12月に、5年間の時限立法として成立した。

このスーパーファンド法は、日本の法体系にはない ものであり、次の4つの点から、進出する日本企業に とっても注意を要するものである<sup>2)</sup>.

1つは、日本には、土壌汚染を規制する法律は農用地以外にはなく、市街地の土壌汚染や地下水汚染は、地方自治体の行政指導がなければ事実上放置されている。それに対して、アメリカでは明確な浄化のための枠組みがあり、日本の「常識」は全く通用しない。

2つは、浄化の責任を負う責任当事者の範囲が極めて広いことである。スーパーファンド法のいう責任当事者は、①汚染された施設の現在の所有者・管理者、②有害物質が放出された時点での当該施設の所有者・管理者、③当該施設に運び込まれた有害物質の発生者、④当該施設へ有害物質を輸送した運送業者、となっており、自己が汚染の直接の当事者でなくても責任を負う。例えば、汚染地とは知らずに工場用地として土地を購入しても、「現在の所有者・管理者」として浄化責任が問われるのである。

3つは、スーパーファンド法上、浄化の責任当事者 は連帯責任を負うことである。つまり、浄化の責任当 事者になると、自己の分担責任についてのみ責任を負 うということではなく、それぞれが、単独で当該浄化 の全責任を負う可能性があるのである。

4つは、浄化費用が高額なことである。EPA(アメリカ環境保護庁)によると、汚染地の浄化にかかる平均費用は1カ所当たり2500万ドルであり、1億ドルに達するものもある。浄化の責任当事者になった幾つかの企業では、結果として操業停止に追い込まれたという³).

このような環境法規制強化の方向性は、アメリカやヨーロッパはもちろんのこと、アジア、さらには日本においても見込まれるのであり、企業経営における投資をはじめとする日常の意思決定は、環境法や環境規制の現在と将来の動向に関する評価抜きには行えない時代が到来したのである.

#### 3. 環境規制とエコビジネス

環境規制の強化は、企業にとって経営リスクにつながる側面だけではなく、新たな市場、すなわち企業にとってのビジネスチャンスを作り出す.

例えば、前節で述べたように、日本では汚染された 工場や地下水を浄化することは法制度化されていない。 言い換えれば、汚染が温存されているために、その潜 在的利用者が損失を被っている。仮にアメリカのスーパーファンド法のような制度(ドイツやオランダにも、 内容は異なるが類似の制度がある)ができれば、環境 を復元するためにそれまで無かった汚染浄化ビジネス の需要が発生する。

事実, アメリカにおいても, 有害廃棄物管理のため の法規制が強化されたのに伴って, 有害廃棄物処理産業の市場が急成長したのである.

20世紀という世紀は、有害物質を多量に使用し、廃

棄に注意を払わない産業が成長した時代であったと言うことができ、これから21世紀にかけてはいわば環境リハビリテーションの時代になろう。環境リハビリのための政策は、いわゆるエコビジネスのための市場を作り出すのである。この市場の大きさは、法制度の有無及びその内容に依存する。この意味において、エコビジネスは、法定需要依存産業(法制度がその産業の需要を作り出している産業)という側面を持っている。1970年代にわが国で進展した省エネルギー技術と公害防止技術も、こうした側面を持っていたと言えよう。

また、必ずしも法規制とは言えないが、実質的な抑制効果が別のチャネルから働き、新たな市場が形成される場合もある。例えば、廃棄物処理市場は、いわゆる廃棄物処理法の改正や、リサイクル法の制定の影響は受けてはいるけれども、実質的には、最終処分場の不足から要請される排出量の抑制効果を受けて、市場規模の拡大が予想され、特に中間処理市場の成長率が高いと見込まれている。

さらに、環境保護に対する消費者の嗜好の変化も重要である。人々の所得水準か高くなり、かつまた、環境問題に関する科学的知見が普及し、社会的意識が変化するにつれて、人々は以前とは異なるものを欲求するようになるのである。これが、また、新しい市場を作り出す。この場合は、市場を通じて、あるいは生産者と消費者との間の直接的な提携といったチャネルを通じてである。無農薬野菜やゴミになりにくい商品を消費者が求めるのは、この典型的な事例であろう。

この点に関連して現在進みつつあるグリーン調達あるいはグリーン購入の動きは注目すべきである。グリーン調達とは政府や地方自治体が調達を行う際に環境にやさしい商品を優先することを指す。グリーン購入とは、こうした動きを公共機関だけでなく、企業や個人、非営利組織(NPO)、非政府組織(NGO)にまで広げて運動として取り組んでいくことを指している。これらの動きはすでに始まっているが、より本格的になれば、企業にとっては環境にやさしい商品の市場について需要の予測が大幅に上方にシフトするだろう。その結果需要について確実な見通しが得られるようになるので供給のための投資が進むことになろう。投資は量産効果や技術革新を促し環境にやさしい商品の質を向上させ価格を低下させることにつながるのでより普及が進むことになろう。

このようにみてくると、環境問題について企業が取り組むべきことが極めて多いことは明らかである。そ

れは取り組み方によってリスクにもなりチャンスにもなるのである。問題はどのような課題に、どういう方法で、どういう順序で取り組むかという、いわば企業にとっての環境政策戦略を明確にすることであろう。

# 4. 企業の環境対策と国際競争力

従来、環境対策が企業にとってコストとしてしか考えられていなかった時代においては、規制をはじめとする環境政策に対する企業の対応としては次の3つが考えられただろう。1つは、できれば、政府の環境規制をのものを回避することである。第2に環境規制が実施される場合には、補助金や低利融資などの公的資金や制度を可能なかぎり利用してできるだけ環境対策を費を節約することである。第3に、同じく環境対策をできるだけ安価な費用で行おうとするが、それを工程の改善や技術革新によって実現することである。

ここで重要なことが2点ある。第1に、環境政策のあり方、すなわち規制の水準や採用される政策手段によって、企業にとっての影響は異なることである。第2に、環境対策のために行う工程の改善や技術革新のための投資は無論コストではあるが、利益につながる可能性もあるという点である。環境対策は往々にして資源やエネルギーの利用形態や工程の全般的見直しを促す場合が多く、そこでの利益(=費用節約)がそのために要した費用を上回り純利益を生み出すこともあるい。

こうした経験は環境政策と企業の対応の新しい可能性を示すものとして重要である。さらに、環境保全に対する社会意識が変化し、環境政策がすすむにつれて、技術の発展方向が少しずつ変化してきている。20世紀の技術進歩は生産効率の向上や大規模な自然改造を可能にしたが、同時に環境問題の深刻化にみられるようにその弊害も顕著になってきた。今日、地球温暖化防止や廃棄物の減量・リサイクルをはじめとする環境保全のための新しい技術基盤をつくる段階にきている。

ところが一般には、環境規制は産業の活力を落とし、さらにまた経済を衰退させるのではないかというすでに述べたような危惧の念が依然としてしばしば聞かれる. 環境と経済とは両立しえないという「神話」が定説化しているといってもよい.「神話」というのは、必ずしも事実はそうではないにもかかわらず、社会の通念と化し、企業経営者、政府、個人が意思決定する際にそうした考え方を与件にしているという意味である.

ところが、「神話」とは逆の事実を挙げることは難 しくない。

たとえば、1970年代の日本版マスキー法による自動車排ガス規制が技術革新を促し、燃費節約なども進んだその結果、日本の乗用車の国際的競争力は高まり、世界特にアメリカ市場に飛躍的に進出していく契機になり、ひいては自動車産業の発展につながった。この経験は、環境規制という新しい「必要」が新しい技術需要を生み出すことで、公害防止技術の革新という「発明」を促し、その結果として、産業の国際競争力をむしろ高めることになった事例として、諸外国でも高く評価されている。

通常の財ならば、技術開発のニーズは市場から判断できるが、環境の場合はそうならない。日本版マスキー法のケースでは、いわば環境政策が社会的ニーズを作りだし、当時の自動車業界が競争的だったこともあって技術開発競争が促されたのである。環境技術の発展には、環境政策が明確な目標をシグナルとして提示することが不可欠なのである。

こうした事実をふまえるならば、環境政策を技術革新の梃子になるように適切に設計すれば、産業の国際競争力をむしろ強化することができるという考え方がでてくるのも当然である。ハーバード大学のM.ポーター教授は、アメリカ合衆国の諸産業の中でも大きな環境保全コストを強いられた化学産業が、国際貿易でのパフォーマンスを改善したことや、厳しい環境規制の下でドイツと日本が常にアメリカ合衆国を上回るG

NPや生産性の上昇率を実現している点を論拠にして、適切に設計された環境政策は、費用節減・品質向上につながる技術革新を刺激し、その結果、国内企業は国際市場において他国企業に対し比較優位を獲得して利益を得ることになると論じている。このような関係は、企業の環境対策への自主的取り組みが進み、それが適切な環境政策と社会意識と市場によって評価・促進される場合には、一層明らかになろう。ISO14000にもみられるように、企業にとって環境対策を講じることが国際貿易への参加条件や倫理的にもビジネスへの参加資格になる時代においては、このような技術革新が競争力に及ぼす影響を、意識的に組み込んだ、戦略的な環境政策が不可欠なのである<sup>5)</sup>.

このような戦略性をもつ政府と倫理性に裏打ちされたイノヴェイティヴな企業との連携こそ、日本の環境 戦略の中心に位置づけられるべきであろう.

#### 参考文献

- 植田和弘;廃棄物とリサイクルの経済学 大量廃棄社会は変えられるか(1992),有斐閣,179~197ページ。
- 東京海上火災保険㈱編;環境リスクと環境法 米国編 (1992),有斐閣,165~168ページ.
- 3) F. ケアンクロス著,東京海上火災保険グリーンコミッティ訳;地球環境と成長(1992),東洋経済新報社,257ページ.
- 4) 中西準子;水の環境戦略(1994),岩波新書
- 5) 植田和弘;環境経済学(1996),岩波書店

